

## 第6章 保健

### 目的

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、市内の感染状況や医療提供体制の状況等を把握し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市は、県が、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限を行使することを想定しつつ、平時から県との連携を深める必要がある。

なお、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、保健所における業務負担の急増が想定されるため、市は、県等及び地域の関係機関と連携して感染症危機に対応する。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 人材の確保【保健福祉部、総務部】

- ① 県は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。
- ② 市は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する体制を検討する。

#### 1-2. 多様な主体と連携体制の構築【保健福祉部】

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、保健所、地域医師会及び消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、市は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力体制を整備し、県と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

## 第2節 初動期

### 2-1. 有事体制への移行準備【保健福祉部、総務部】

- ① 県は、保健所の感染症有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。
- ② 市は、県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する準備を行う。
- ③ 市は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力を係る準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 有事体制への移行【保健福祉部、総務部】

- ① 県は、全庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。
- ② 市は、県から応援派遣の要請があった場合、人材の派遣等による協力を努める。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

#### 3-2. 健康観察及び生活支援【保健福祉部】

- ① 市は、県からの依頼により、自宅療養者及び宿泊療養者等に対する外出自粛要請、健康観察の実施等に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。